

渇水対策マニュアル

1 渇水対策の流れ

給水制限，広報活動，節水協力，カビ，藻類等の臭い対策については，構成団体担当課と協議する。

1-1 高梁川渇水調整会議（水源状況，対策）

降雨及びダム状況等の情報，取水制限の対策等を協議する。

- (1) 高梁川渇水調整会議
- (2) 構成団体担当課

1-2 渇水対策準備室 ダム貯水量50%目安

高梁川水系水利用協議会（渇水調整準備室）の開催を受けて設置する。

協議会の開催後，各関係団体の状況等を把握し，構成団体と情報を共有し，今後の対応を検討する。

1-3 渇水対策本部 ダム貯水量40%目安

高梁川水系水利用協議会（渇水調整会議）の開催を受けて設置する。

構成団体担当課と調整し，広報計画案，給水制限計画案を策定する。

協議会の開催後，生活用水の給水制限量が決定する。

- (1) 構成団体の対応について，情報を共有して，調整する。
- (2) 取水制限に伴う給水制限計画案の策定

1-4 給水制限（減圧） ダム貯水率が40%を下回り，厳しい状況が続くとき 構成団体担当課と調整し，広報計画案，給水制限計画案を策定する。

- (1) 給水制限計画により減圧作業を実施する。
- (2) 広報活動の実施
 - ア 構成団体と広報活動について情報共有する。
 - イ ホームページへの掲載
- (3) 取水制限の強化に伴う給水制限（時間断水）計画の策定

1-5 給水制限（時間断水）主要ダムの貯水率が30%を切り，更に深刻な状況になるとき

構成団体担当課と調整し，広報計画案，給水制限計画案を策定する。

- (1) 給水制限（時間断水）計画により構成団体による断水・通水作業，広報活動等の実施
- (2) 取水制限が更に強化された場合，給水制限（断水時間の延長や時間断水）計画の変更等を適宜実施する

(3) 浄水施設の運転調整

2 対策本部の任務

2-1 浄水班

- (1) 浄水施設等の運転調整
- (2) その他

2-2 配水池班

構成団体担当課と調整し、給水制限計画案を策定する。

- (1) 配水池，加圧ポンプ等の運転調整
- (2) 各地区の主要仕切弁の調整に関すること
- (3) 応急工事の施工

2-3 情報管理班

構成団体担当課と調整し、広報計画案を策定する。

- (1) 住民等への広報
 - ア インターネット等による広報
 - イ 公用車へ「節水協力」マグネットを貼り付ける。

2-4 総務班

- (1) 対策活動計画の総合調整
- (2) 報道機関への依頼，通報，連絡に関すること
- (3) 応急工事等の予算措置
- (4) 必要資機材の調達

3 ダム状況の改善

3-1 水源の回復，利水者協議の解散

- (1) 渇水の終息を発表
- (2) 各利水者協議等の解散

3-2 渇水対策本部の解散

高梁川水系水利用協議会からの解散を受けて対策本部解散

- (1) 関係機関へ解散の連絡
- (2) 渇水対策に要した経費等の集計

